

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会  
デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第8回）

1 日時 令和7年5月15日（木）13時00分～15時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、上沼構成員、高口構成員、増田構成員、  
森構成員、山本（健）構成員

（2）オブザーバー

警察庁サイバー警察局、警察庁刑事局、法務省人権擁護局、  
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

（3）総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、  
大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長

4 議事

（1）闇バイト対策に関するプラットフォーム事業者へのヒアリング総括（案）について

（2）論点整理（案）について

（3）その他

**【山本主査】**

定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ第8回会合」を開催いたします。

本日もご多忙の中、当会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。議事に入る前に事務局から連絡事項の説明をお願いいたします。

**【事務局】**

事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。

次に事務局より、Web 会議による開催上の注意事項について案内いたします。本日の会議につきましては、Web 会議システムによって実施させていただいております。

会合の傍聴につきましては Web 会議システムによる傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、資料 8-1-1 から参考資料 8-1 までの計 4 点をご用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。また、傍聴の方におかれましては、ホームページ上に資料が公開されておりますのでそちらからご覧ください。事務局から以上でございます。

**【山本主査】**

ありがとうございます。

本日の議事ですが、闇バイト対策に関するプラットフォーム事業者へのヒアリング総括案と、論点整理案について、それぞれ事務局からのご説明と質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきます。

それでは早速議事に入らせていただきます。闇バイト対策に関するプラットフォーム事業者へのヒアリング総括案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

事務局でございます。資料 8-1-1、8-1-2 に関してご説明申し上げます。

まず、総務省では昨年 12 月 18 日に SNS 等を提供するプラットフォーム事業者に対して、SNS 等における闇バイト募集活動に対する対応についての要請を実施いたしました。この要請の対応状況について、本年 2 月にヒアリングシートを送付し、3 月下旬付で回答を依頼して、ヒアリングシートの回答を受け付けたところでございます。

これらを受けまして、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」、「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」および「通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループの合同会合」において、4 月 11 日に Meta 社に対して、4 月 14 日に TikTok 社および X 社に対して、4 月 18 日に Google 社および LINE ヤフー社に対して非公開でヒアリングを実施したものでございます。

資料8-1-1につきましては、ヒアリングシートの回答内容について、事務局においてSNS等における闇バイト募集活動に対する対応状況等と、その他の違法情報等への対応状況等という二つに関して取りまとめたものでございます。

こちらについては、別途公開されている各社からの回答シートの内容を踏まえて、各社からの回答のポイントを事務局で抜き出して書いており、一部太字をつけている箇所もございますが、こちらは事務局により取りまとめたものでございます。

資料8-1-2につきましては、ヒアリング総括案でございます。

こちらにつきましては、ヒアリングシートの回答およびヒアリング結果を事務局においてまとめさせていただき、その後の記載において闇バイト対策に関する事業者の取組状況について総括を行ったものでございます。それでは、各要請事項に沿って各社の回答内容と総括についてご説明差し上げます。

まず、1の「闇バイト募集活動に係る投稿への対応」でございます。

一つ目の■ですが、事業者5社全てから、闇バイトの募集活動に係る投稿について既存の利用規約等において対応しているとの回答があったところでございました。

続いて二つ目の■ですが、この既存の利用規約等における対応に加え、プラスの取り組みとして利用規約等の改定や審査基準の変更を行ったかについてですが、LINEヤフー社から闇バイトの募集活動について、厚生労働省が昨年12月に発出した職業安定法に関する解釈の明確化を受けて、利用規約の改定等及び投稿に対する審査基準の見直しを実施して対応を強化した旨の回答があったところでございます。また、TikTok社から、投稿に対する審査基準を厳格化し対応強化した旨、非公開で回答があったところでございます。

続いて、闇バイト募集活動に係る流通状況の把握につきましては、4社からは定量的な回答を示されなかったのですが、1社の方から非公開で回答があったところでございました。またLINEヤフー社からは、提供しているプラットフォームサービスはその性質上、闇バイトの募集活動に悪用されにくいと考えているとの回答があったところでございます。

二つ目の■の削除対応等の実施状況について、4社から、利用規約違反に基づく削除件数を透明性レポートにて公表しているとの回答がありました。ただしこちらについては、闇バイトの個別の数ではなく、闇バイト募集活動に係る対応件数は内数となっております。また、X社から、新たな取組に関する一定期間内の削除率について、非公開で回答があったところでございます。

これらの記載内容を踏まえての総括案が二つございます。まず、プラットフォーム事業者5社全てが既存の利用規約等において対応しているところでございまして、昨年の総務省からの要請後に投稿に対する審査基準を見直し、対策を強化したと回答した事業者もございました。昨年末の要請当時、闇バイトの募集活動に関する書き込みが確認されていなかった事業者においても対策を行っていたことについては、他の事業者から当該事業者のプラットフォームサービスに犯行グループが移ってくる可能性もあることを想定しますと、適切な対応であったのではないかと考えております。

二つ目ですが、一部のプラットフォーム事業者につきましては、自社サービスにおける闇バイトの募集活動に係る投稿の流通量について定量的に把握していない状況でございました。ただしこの点につきましては、闇バイトの募集投稿は一見すると有償ボランティアの募集投稿と区別がつかないなど、定量的な把握には一定の限界があるところでございます。しかし、インターネット・ホットラインセンターから受けた通報に基づき、動向を把握分析するなど、

プラットフォーム事業者においては自社サービスにおける違法情報の流通・拡散状況を可能な限り把握の上、自社サービスの性質に応じた効果的な対策を実施していくことが重要であると考えております。

続いて、2の「アカウント開設時の本人確認手法の厳格化」について、一つ目の■ですが、SNS等のアカウント開設時における本人確認手法について、LINE ヤフー社からSMS認証を実施しているとの回答がありましたが、他のプラットフォーム事業者については、SMS認証を必須とはしていないという回答でございました。

二つ目の■について、アカウント開設時以外の本人確認に関する取組についてですが、Google社から、利用者が収益化申請を利用する場合等の必要なときに限り、本人確認を実施しているとの回答がございました。また、X社およびMeta社から、有料会員に対して本人確認オプションを提供しているとの回答がございました。

三つ目の■ですが、SMS認証による本人確認を実施していない理由について各社からいただいた回答をまとめております。まずMeta社からは、個人情報の漏洩リスクの懸念を示されたところでございます。X社からは、匿名表現の自由と規制のバランスを慎重に考慮すべきであるという意見がありました。最後にTikTok社からは、コンテンツモデレーションを厳格に行うことでプロセス全体としてプラットフォームサービスの安全性確保を図っているという回答がございました。

これらを踏まえての総括案が三つございます。

まず一つ目は、LINE ヤフー社以外の4社においては、アカウント開設時はSMS認証を必須とはしていないとの回答でした。

二つ目ですが、憲法上、表現の自由には匿名表現の自由も含まれると解釈されており、当日のやり取りの中でも有識者の方から本人確認の厳格化については、表現の自由と規制のバランスを慎重に考慮する必要があるという意見もございました。これらを踏まえて、アカウント開設時の本人確認については、上記の意見も踏まえながら、引き続き本人確認の厳格化の手法の在り方の検討について事業者に求めていきたいと考えております。

続いて3の「捜査機関等からの照会の回答の円滑化関係」でございます。

一つ目の■ですが、まずLINE ヤフー社から関係省庁との間で情報開示について整理の上、社内の運用体制を整備済といった回答があったところです。TikTok社からは、独自のシステムを活用した体制の更なる強化について警察庁と連携して検討中との回答がございました。X社からは、警察庁と協議中という回答がございました。さらに、現行のポリシー・体制での対応を続けるといった回答も、Google社およびMeta社からございました。

続いて二つ目の■の通信ログの保存期間の算出根拠等についてですが、LINE ヤフー社から、ストレージ等のコスト等を勘案して定めているとの回答がございました。TikTok社からは、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインに則り対応しているとの回答がございまして、X社からは、ごく短期間のみ保存との回答がございました。

続いて三つ目の■の通信ログの保存期間の延長可否について、プラットフォーム事業者5社全てから懸念が示されたところでございます。

プライバシーデータの保存については、漏えいのリスクを高めるため最小化すべきであるという意見がX社およびGoogle社からあったほか、LINE ヤフー社およびMeta社から、一般的には保存期間を延長すると照会回答が遅れるおそれがあるということや、人的設備的コストが増加するといった点に留意する必要があるとの回答がありました。

これらの記載を踏まえた総括案ですが、まず一つ目として、闇バイトに限られない犯罪捜査にあたり、プラットフォーム事業者が保有するアカウント登録情報や通信ログ等の調査情報の捜査機関への開示回答を迅速に行うためには、運用体制強化の整備・拡充、令状対応等のオンライン化等が有効であると考えています。

二つ目ですが、一部のプラットフォーム事業者においては、関係省庁と協議の上、通信の秘密に該当しない情報を捜査関係事項照会で回答可能と整理し、運用を開始したことについては、照会回答の円滑化の観点で評価ができると考えており、このような取組を他のプラットフォーム事業者においても展開していくことが効果的と考えています。

最後に、プラットフォーム事業者におかれては、通信の秘密やプライバシーの保護に配慮しつつ、捜査機関等からの照会回答に資する通信ログ保存の期間や在り方について検討を進めることが重要であると考えています。

要請の最後の4として「利用者に対する注意喚起・周知活動」でございます。

一つ目の■として、各社の取組について簡単に書いておりますが、例えばX社、Meta社およびTikTok社から、闇バイトに関連するキーワードを入力して検索を行った利用者に対して、サービス上で警告メッセージを表示しているとの回答がありました。また、LINEヤフー社から、関係省庁や国民生活センターとの協力のもとで闇バイトの手口や対処法に関する特設サイトを開設したとの回答がございました。また、Meta社から、日本語版の詐欺対策ポータルを公開して情報提供を行ったとの回答がございました。

二つ目の■がGoogle社の取組でございまして、信頼できるコンテンツを見つけやすく設定との回答がございました。

これらを踏まえての総括案が二つございます。

まず一つ目は、プラットフォーム事業者5社全てが検索ワードに応じて注意喚起のメッセージを表示したり、信頼できる情報源の優先表示をしたり、特設サイトを開設したりするなど、SNS等の利用者に対する注意喚起や周知活動を積極的に実施しているところでございます。

二つ目として、闇バイトに限らず、今後も違法情報の流通・拡散の防止を図っていくためには、環境変化にも速やかに対応できるよう留意しつつ、SNS等の利用者に対する注意喚起や意識啓発の活動内容や手法の不断の見直し、充実を通じて、利用者側のリテラシー向上に取り組むことが重要であると考えています。

それでは最後にこの闇バイトに関する総括の全体総括でございまして、二点まとめさせていただきます。

まず一つ目につきまして、警察庁の発表によりますと、IHCが把握した闇バイトの募集情報はおおむね半減し、また昨年の犯罪対策閣僚会議決定後、闇バイトによると認められる強盗の発生は把握されていないとのことでした。こちらについては、注釈4のIHCが把握した件数は昨年10月から12月に3,298件確認されていましたが、要請後の今年1月から3月にかけては1,793件に減少しています。

総括案本文に戻りますと、プラットフォーム事業者、政府等の様々な主体による対策を通じて、SNS等における闇バイトの募集投稿の流通・拡散防止を含め、一定の成果があったと考えております。一定の成果があったと考えてはおりますが、一部のプラットフォーム事業者におかれては、サービス上における闇バイトの募集情報の流通状況を把握していなかった

こともありましたので、今後、よりの確に実態把握した上で、サービスの特性、性質に応じた効果的な対策を実施すべきであると考えています。

最後に、プラットフォーム事業者は国民生活や社会経済活動に不可欠なプラットフォームサービスを提供しており、利用者にそうした場を提供している以上、サービス上における情報流通の健全性を確保する社会的に責任があると考えています。

今後もデジタル空間において、違法情報の流通・拡散に対して迅速かつ効果的に対応するためには、プラットフォーム事業者におかれては、引き続き状況を注視して、適切な対応を行っていくことが重要であると考えています。

事務局から以上です。

**【山本主査】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明についてご質問・ご意見がある方は挙手機能またはチャットで発言希望の旨をご連絡ください。大体 10 分程、時間を取ろうかと思えます。

上沼構成員、お願いいたします。

**【上沼構成員】**

こちらで聞いてわかるかどうかと思いながらお尋ねするのですが、闇バイトの件で私が元々懸念していたのは、このような解釈が出ることで一見適法に見える投稿が増える、要するに電話番号や連絡先などはしっかり書いてあるが、それが嘘であるというようなものが増えるのではないかと少々懸念していたのですが、今のところそういった情報は入っていない理解でよろしいのでしょうか。

**【事務局】**

事務局でございます。そちらの点につきましては、事務局は現在把握していない状況です。

ただ、総括案の最後に書かせていただきましたとおり、的確に事業者においては実態を把握した上で効果的な対策を取り組むことが重要であると考えています。

**【上沼構成員】**

ありがとうございます。

**【山本主査】**

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

この次の論点整理案に関する議論もございますので、今回の闇バイト対策に関するヒアリング総括案につきましては、ご質問がないようでしたらここまでにさせていただきます、この総括案について主査である私にご一任をいただけないかと思っております。

今、上沼構成員からご質問いただきましたが、特に他にはないようですので、この案を省いた形で決定するとさせていただきますと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

**【山本主査】**

ありがとうございます。それではご賛同いただけたということで、このように進めさせていただきたいと思えます。

続きまして議事の（２）に入りたいと思えます。論点整理案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

**【入江室長】**

事務局でございます。資料 8-2 ということで、論点整理案について簡単にご説明したいと考えております。

検討の背景から始まり、論点整理案の構成はご覧の通りになっておりますが、本日、第 1 回目の論点整理の議論ということで、目次をご確認いただくと 1 から 5 まであるのですが、今回は 1 から 3 まで、権利侵害情報に対する対応の在り方からその他違法情報に対する対応の在り方、そして有害情報に対する対応の在り方ということで、後ほどご説明したいと思えますが、情報レイヤーに関する論点をご議論いただければと考えております。

4 と 5 は今投影している資料にはございませんが、次回の会合でこの 4 と 5 を合わせたものをご説明させていただきたいと考えております。

まず、検討の背景でございます。これは制度 WG の開催要綱にも記載している中身でも一部あるのですが、二つ目の矢羽根をご覧ください。情報流通プラットフォーム対処法が本年 4 月 1 日に施行され、権利侵害情報の削除対応の迅速化と削除基準の公表等の運用状況の透明化、これが大規模プラットフォーム事業者に課せられる法律が施行されております。

令和 5 年 11 月から開催されていた健全性検討会では、令和 6 年 9 月に様々な提言をいただいたのですが、その提言後も、先ほどヒアリングでご議論いただいた闇バイトの募集投稿などで新たな社会問題が発生しているといったことも踏まえ、そして諸外国では、EU はデジタルサービス法、英国ではオンライン安全法といった法律が、2024 年に DSA は完全施行、OSA は 2023 年に成立し、これから順次施行されていくといったところでございます。

そういった動きの中で、我が国における違法・有害情報対策として、情プラ法が施行されましたが、今後どのような方向に進めていくべきか、最新の諸外国の動向を踏まえつつ制度的対応の在り方について検討いただきたいと検討の背景を結ばせていただいております。

次のページから具体的にどのような議論をしていただくかを交えて記載しております。

これまでの議論を踏まえつつ、それぞれの論点についてどのような方向性が考えられるか、それぞれの論点について留意点は何があるかを議論していただきたいのですが、個別の論点に移る前に、検討の視点の具体的なものを示せないかと、3 ページと 4 ページに資料をつけております。

3 ページ目は、これまでの健全性検討会あるいはその前の過去の有識者会合でも度々使われている分類で、権利侵害情報、その他違法情報、有害情報で情報の種類に着目して、具体的なものはどのような情報があるかを示しつつ、こういった分類を踏まえて論点をどう考えていくかをご議論いただければと思っております。これはこれまでの会合の議論のベースとなっていた考え方ですので、復習として色は少々違うのですがこういった図を再掲しております。

4 ページ目は検討の視点ですが、今回、情報の内容自体に着目した分類は先ほどのこれまで整理されてきたものを踏襲したいと考えておりますが、情報の内容に着目しない対応とし

て、サービス設計という、二つのレイヤーで議論してはどうかと考え、説明したいと考えております。ここでは便宜的に、情報レイヤーとサービス設計レイヤーと分けて検討を進めてはどうかと、検討の視点の青の囲みの真ん中の矢羽根に書かせていただいております。

具体的にサービス設計レイヤーは、情報流通の場となるプラットフォームの設計として、具体的に申し上げますといろいろな設計の中身がありますが、情報の表示関係、例えば、レコメンダシステムやプロミネンス、あるいは警告表示といったもの、そして利用者関係、これは先ほどのヒアリング総括でもありましたが、アカウント開設時の本人確認の在り方と、その他収益化プログラムなどに焦点を当てたレイヤーです。

もちろん情報レイヤーとサービス設計レイヤーで完全に切れるかという話がありますし、表現の自由の制約の程度でサービス設計レイヤーが全く表現の自由に関係ないと申し上げるつもりはないのですが、現状こういった分け方が議論しやすいのではないかと考え、情報レイヤーについては1から3までの論点、そしてサービス設計レイヤーについては4と、論点を分けて議論をしていただきたいと考えております。

本日、三つの大論点があり、一つ目が権利侵害情報に対する対応の在り方でございます。

冒頭申し上げましたとおり、本年の4月1日に情プラ法が施行されました。概要は省略させていただきますが、権利侵害情報については迅速化規律として、削除対応の迅速化、窓口手続の整備・公表から体制整備、その判断の通知を一定期間内にするという仕組みが導入されました。

そして運用状況の透明化については、権利侵害情報以外の情報も含めて削除基準の策定公表義務、そして削除した場合、発信者に通知することが大規模プラットフォーム事業者に対して課されることとなります。

次のページをご覧ください。この権利侵害情報への対応の論点として、今回この論点整理に書かせていただいているのは、被侵害者以外の第三者からの申出という論点です。

基本的な全体の論点の構成は、検討の背景、そしてこの論点はたまたまございませんがこれまでの制度 WG における先生方のコメント、論点といった形で、三段構成を基本としております。

検討の背景としては、健全性検討会でこういった提言があり、現行制度はこのようになっており、そして論点はこういうものが考えられるのではないかとという構成になっているのが基本となりますが、最初の論点は、検討の背景と論点しかございませんが説明していきたいと考えております。

検討の背景は、健全性検討会の取りまとめでは被侵害者以外の第三者の申出の論点について、被害者以外の第三者からの申出要請を契機としたコンテンツモデレーションの迅速化を通じた実施の促進のための方策の要否および具体的な在り方について更なる検討が必要だと提言されております。

現行制度の権利侵害情報に関しては、被侵害者のみが可能となっております。実務上、弁護士等が委任を受けて対応することはあると考えますが、被侵害者のみが可能となっております。その場合に被侵害者以外の第三者からの申出はどう考えるべきかについて、論点へ移りますと、一つ目の矢羽根は、そもそもそういった申出を制度上、可能とするべきかということです。

仮に制度上可能とする場合の懸念点を先取りして記載しております。

プラットフォーム事業者の対応としてそういった制度上の義務を設けると、大量の申出が濫用的に出され、本来対応すべき申出にも対応できなくなってしまう恐れもあります。いずれにせよ、第三者はしっかりとした条件が必要ではないかという論点を書かせていただいております。これが一つ目の論点になります。

Ⅱとして、その他違法情報の話に入ります。窓口整備と通報に対する迅速な対応についてです。

資料の順番は前後してしましますが、13ページをご覧ください。権利侵害情報への対応とその他違法情報への対応のフロー比較を示しております。先ほど申し上げましたとおり、情プラ法は、権利侵害情報に関して措置を行う場合の一般的な対応のフローとしてはこのようにイメージしております。

申出を受け付け、調査をして、措置の判断実施をして通知し、措置を実施した場合には、遅滞なくその情報の発信者にも通知します。そして、異議申立てがある可能性もあると、そういった流れと考えております。

下の図のその他の違法情報に関しましては、そのような制度はなく、ただ透明化規律のところで通知があった場合には、措置の実施後に遅滞なく理由の通知を情報の発信者にするとの内容が、情プラ法の第27条に規定がございます。その他は見えていただいたとおり、迅速化規律は権利侵害情報に限るのでこういった状況になっています。

9ページに戻りますと、健全性検討会では行政法規に抵触する違法な偽・誤情報について、外部からのコンテンツモデレーションの申出、窓口を整備・公表することを検討したらどうかと書かれております。あるいは発信者が被った損害について、プラットフォーム事業者を免責することによって、適切な対応を推進することはどうかと、そういった議論がされたというふうに認識しております。提言にも盛り込まれております。

二つ目の矢羽根として、違法性の判断能力の観点から、行政法規を所管する行政機関からの申出要請を契機としたコンテンツモデレーションについて具体化を進めることが適当という提言をいただいております。現行法では情プラ法ですが、その他違法情報については権利侵害情報のような対応を求める規定はないという状況でございます。

諸外国の状況について、DSAでは、ユーザーがオンラインで違法情報を容易に通報できる仕組みを整備することを義務付けていたり、OSAはユーザーが違法情報を容易に通報できるシステムとかプロセスを用いてサービスを運営することを義務付けていたり、そういった点では一歩進んでいると感じているところがございます。

これまでの本WGでの議論について記載しておりますが、窓口整備の在り方、そして行政機関による恣意的な要請の防止、透明性の確保についてはご覧の通りのコメントをいただいていることを踏まえての論点ですが、その他の違法情報に関して、窓口整備・通報に対する迅速な対応を求めるときにはどういったことを考えるべきかを書いております。

一つ目の矢羽根は、権利侵害情報とその他違法情報と違いがあるものの、それぞれの留意すべき差異があるかという点です。そして、二つ目の矢羽根は、迅速に違法コンテンツを削除、アクセスできないようにする措置を取ったプラットフォーム事業者を免責する必要があるかといった議論になるかと考えます。

ここで時々使用しているコンテンツモデレーションという用語について、これは健全性検討会で使用されているためそのまま論点整理でも使用させていただいておりますが、コンテンツモデレーションといっても様々なものがございます。

削除もコンテンツモデレーションの一つですが、それ以外にもその表示順位の変更や収益化停止もコンテンツモデレーションの一つなのかもしれません。今後ご議論いただく際に、こういった行為、例えば削除を中心とした議論なのか、それとも表示順位の変更を中心とした議論なのか、収益化停止を中心としたかという点を明確にしてご議論いただいた方が、論点が明確になり、望むべき目指すべき方向性が明らかになってくるのではないかと僭越ながら考えております。

次に 14 ページをご覧ください。その他違法情報の二つ目の論点は、適格性のある第三者からの通報と、あまりなじみのない言葉を使っておりますが、DSA や OSA ではトラステッド・フラグガーという制度があり、各国の当局が認定しております。

現在、健全性検討会取りまとめをご覧くださいと、行政機関の要請のほかに、行政機関や公益性の高い団体といった第三者がプラットフォーム事業者に通報し、その通報を受けて直ちに削除義務が発生するわけではないのですが、削除等の対応を優先的に対応するスキームが諸外国の状況にはあって、それも踏まえて健全性検討会の取りまとめでは、しっかりとそういった団体も含めて、特定の第三者からの申出・要請を受けた場合のコンテンツモデレーションの迅速化・円滑化が議論されていたと思うのですが、ここもぜひこの制度 WG でご議論いただきたいと考えます。

次のページが、これまでの本 WG で適格性のある第三者についてはご覧のとおりのコメントをいただいております。

この適格性のある第三者からの通報の論点としては、次のページをご覧ください。

適格性のある第三者からの通報制度の必要性は、様々な機関が既に通報や削除要請など、具体的な行為が微妙に異なるのですが、そういった対応を事業者に求めることや情報提供をしておりますが、我が国において OSA や DSA にあるようなトラステッド・フラグガーのような仕組みが必要かの前提論から、必要だとする場合に第三者の適格性とはどのようなものを考えるべきか、を掲げております。なお、DSA では、専門性・独立性・客観性という三つのワードで確保する必要があると言われております。

制度 WG の第 1 回会合でもありましたが、その資金をどうするかの議論もありますので、本日ぜひご議論いただければと考えております。

その次に三つ目の論点として、その他の論点です。これは健全性検討会で議論がされていなかった論点ですが、政府の全体の動きをご紹介します。令和 6 年 12 月 17 日に犯罪対策閣僚会議の決定がございました。闇バイトの強盗事件等から国民の生命、財産を守るための緊急対策の中の一項目の犯罪者を逃さないための対策として、諸外国の例を参考にしたインターネットサービスの悪用の実効的排除に資する法制度の調査検討を行うことになっております。

実効的排除に資する法制度は具体的に何なのかは、明らかになっておりませんが、幅広く調べることを考えております。インターネットサービスの悪用防止という観点で明確に情プラ法にあるわけではないのですが、情プラ法も関連するであろうと考えております。

ここでご紹介とご議論いただきたいのが、諸外国の状況を見ていただくと、OSA では通信庁が裁判所に対して、プラットフォーム事業者にそのサービスを提供する者に対してサービスの制限命令を出すように求めるスキームがございます。

そのサービス制限命令の効果が不十分な場合にはアクセスプロバイダに対し、アクセス制限命令を出すことも裁判所に申請することできるといった、裁判所を経由した対応がござい

ます。これもプラットフォーム事業者に対する裁判所の命令でなくて、例えば課金システムをプラットフォームに提供してる人たち、付随サービスと OSA 上は定義されていますが、そういった付随サービスの制限措置をどう考えるかをご議論いただければと考えております。

恣意的な運用への対応をどうするか、制度設計をどうするなど、様々な議論があると思いますが、ぜひこの場でご議論いただければと考えています。

Ⅲとして、有害情報に対する対応の在り方です。

有害情報の検討の背景ですが、有害とは何という定義が、一般的には難しいと考えています。有害性や社会的影響の重大性が大きい、偽・誤情報というものが、健全性検討会のときはメインの検討対象でありましたので、それも含めて有害情報をどのように対応するかを健全性検討会から引き続き議論するというので、健全性検討会の取りまとめの提言では、表現の自由の保護とのバランスを踏まえながら具体化を進めることが適当とされておりますので、本 WG ではなかなか困難な問題だと考えますが、なるべく具体化できるよう有害情報の対応について議論いただければと考えております。

諸外国の状況についてですが、OSA も DSA も太字で強調しておりますが、削除等の直接的な対応を求める記述はないと理解しています。

次のページで、これまでの本 WG での議論ですが、生命・身体に悪影響を及ぼすことが明らかな情報というくらいで限定がされて初めて違法情報とするべきではないかとの森構成員のご意見などもございましたが、改めてこの論点整理を踏まえてご議論いただければと考えております。

21 ページをご覧ください。有害情報は複雑な論点ですので、他の論点に比べて厚めに記載しており文字数が多いのですが、まず、有害情報は人によって有害かどうかの判断が異なり、線引きも難しいことはコンセンサスを得ていると考えていますが、プラットフォーム事業者は利用規約に違反していれば、有害情報として削除することができると思います。

しかしプラットフォーム事業者の対応が不十分だった場合にどうするかについて、例えば削除対応を求めるには少々制度的対応として行き過ぎではないかと考えられます。

では、どうするべきか、ここで主に三つの方向性があるのではないかと事務局資料案として記載しております。

上から二つ目の矢羽根では、情報レイヤーとして情報の内容自体に着目した対応、例えば削除は少々困難と考えており、※に記載のとおり、まずは情報レイヤーでの対応よりもサービス設計レイヤー、EU の DSA などではリスク評価・軽減措置という一連の記述があり、そのような内容で、リスク評価の方は違法情報に限らず有害情報も含めて幅広くリスク評価をすることになっていると理解しておりますので、そういったスキームで何か直接的ではない間接的な対応が考えられないかという部分が、論点の一つと考えております。

これについては冒頭申し上げましたとおり、Ⅳ以降の話のため、本日は突っ込んだ議論をすることはないと考えておりますが、頭出しだけさせていただきます。

次の矢羽根につきまして、モデレーションに関する制度的対応が必要と考えられる有害情報として、こちらも様々ございますが、特に情報レイヤーでも対応が必要だとなった場合、あくまでも仮定ですが、その社会情勢等の必要性も踏まえた上で各省庁が様々な法律を所管しておりますが、そういった立法事実や憲法との関係は当然考えなければならぬものの、個別法において、その当該情報が違法化されるのであれば、その他の違法情報として、Ⅱの論点と同じ議論ができるのではないかと考えております。ただし、無差別に有害情報を違法

化すればいいというわけではないということは、事務局としてそのような考えではないということをお知らせさせていただきますが、まずこのような議論が考えられます。

三つ目の有害情報への対応として、上部の内容と絡んでおり、違法情報と位置付けたと仮定した場合に、前回、制度 WG でヒアリングがありましたとおり、IHC などの団体が通報をしており、運用ガイドラインなどを持っており、違法情報になった際には総務省の違法情報ガイドラインもありますので、ガイドライン改定をするといった対応を必要に応じてすることで、適切な対応が図れると考えております。

二つ目の違法化された場合の対応のイメージは、次のページで表にしています。左から右に見ていただくと、左から右に流れていき、IHC などの団体がガイドラインに基づいて、プラットフォーム事業者に対応を求めていくといったモデルが考えられます。

有害情報への対応の中の三つ目は、23 ページ目となります。

発信行為の態様に着目した対応であります。これは健全性検討会のとりまとめにて、例えば偽・誤情報を繰り返し発信する人、特に悪質な人はアカウント停止や削除を実施することについて具体化を進めるのが適当と記載されております。諸外国の状況も見えていくと DSA は違法コンテンツを繰り返し発信したり、明らかに根拠のない通知や異議申立てを行ったりするユーザーについて、サービスの提供を停止するスキームもございました。

25 ページとして、発信行為の態様に着目した対応の論点として、権利侵害情報は情プラ法で対応でき、その他違法情報もポリシーに応じて対処するとして、では有害情報はどうかについては、例えば災害時などの特定の場面において偽情報などの有害情報が大量に送信された場合、それを抑止するために、発信行為の態様に着目した対応を求めるべきなのかをご議論いただければと考えております。

具体的には、二つ目の矢羽根としてスパムやボット、違法コンテンツを繰り返し発信するなどがありますが、有害情報の対応としてどういったことが考えられるのか、違法情報のみ、権利侵害情報のみなどといった議論が想定されると考えております。

この論点ではポリシーとしておりますが、ポリシーは事業者によって名称が異なり、利用規約やグローバルポリシーなど様々な名称がありますが、ここでは利用規約等とご理解ください。

以上、駆け足となりましたが、本日も議論いただきたい論点は以上です。サービス設計の方に関しては次回ご議論をお願いいたします。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問・ご意見がある方はチャット等で発言希望の旨をご連絡ください。

検討の視点のところ大きく情報レイヤーとサービス設計レイヤーと二つに分けて議論を進めていくというご提案が出されましたが、それ自体にご意見があればお願いします。そのうえで、情報レイヤーについて本日はご議論をいただくことを考えております。

情報レイヤーの中でもⅠ・Ⅱ・Ⅲと分かれておまして、最初が権利侵害情報に着目をした論点かと思えます。まずⅠの権利侵害情報のご説明に関して何かご意見があればお願いします。いかがでしょうか。

Ⅰですが、その前の検討の視点のところでも、ご意見があればぜひ伺えればと思えます。よろしく願いいたします。

先に私の方からご質問させていただければと思いますが、この I のところで出てきた権利侵害を受けている本人だけでなく、第三者からの申出も認めるべきなのかどうかということが示されたのですが、私の記憶ではこの制度 WG ではあまりこの点について議論をしてこなかったと記憶しています。もちろん重要な論点だとは思っておりますが、こういう形で今回改めて論点出しをしていただいたその背景や、その必要性などがあれば、ぜひ事務局からご説明いただければと思いますがいかがでしょうか。

#### 【入江室長】

ありがとうございます。

今回、権利侵害情報への対応として被侵害者以外の第三者からの申出が加わった理由ですが、山本主査からまさに言及いただいたとおりで、これまでは制度 WG では議論があまりされてなかった論点であります。

いくつか理由がございまして、一つ目は、今回改めて違法・有害情報対策を制度 WG でご議論いただくといった際に、権利侵害情報以外の情報の議論を重点的やってきておりますが、一つの大事な守るべきものはやはり権利侵害情報であると考え、今回この場を借りて、権利侵害情報についてもご議論いただこうと思ひ、今回論点に入れております。

この情報流通プラットフォームが4月1日に施行されたこともあり、ひとまず権利侵害情報に関しては迅速化規律を導入したということで一応整ったのかもしれませんが、被侵害者以外の者もより使い勝手がよくなるように、被侵害者以外の人も申出あるいは被侵害者からの申出がなくても対応できるようにしてほしいという要望が寄せられたこともありまして、今回論点化をして、改めて権利侵害情報を含めて違法・有害情報の全体パッケージを先生方にご議論いただきたいと思ひ、今回新しく論点を追加させていただいたところでございます。

もちろん権利侵害情報の対応について、これ以外の論点もあるのではないかと議論もしあれば、追加していきたいと考えております。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。

ここに書いてあるとおり、被侵害者の精神的な損害が大きくて本人の対応が難しい場合も想像はできるのですが、先ほど事務局から話があった要望が寄せられているというところについて、もしもこれを議論する場合には少しまとめていただく必要があると考えます。実際どういう声が上がっているのかなど、まさにその立法事実的なところかもしれませんが、少しお示しいただけると具体的な議論がしやすいと感じました。

私から雑駁ですが、コメントです。それでは、森構成員お願いいたします。

#### 【森構成員】

ご説明ありがとうございました。論点をうまく整理していただいていると思ひました。山本主査のおっしゃっていた I の権利侵害情報の前の検討の視点のところについてお話をしたいと思ひます。

4 ページ目です。情報レイヤーとサービス設計レイヤーと、これもうまく分けていただいていると思ひまして、なるほどと拝見いたしました。情報レイヤーに違法情報と有害情報を大きく分けて二つあって、違法情報の中に権利侵害情報とその他違法情報があるわけ

です。有害情報となりますと先ほどちょっと私の意見をご紹介いただきましたが、生命・身体に悪影響を及ぼすことが明らかということで議論したらどうであろうかと、その趣旨は送信防止をするなど、あるいは順位を下げるなどそういう話を議論するわけですから、それは表現の自由と直接に関わりあってくるわけですし、そうやっていきますと違法ではない情報、原則としてその表現の自由のバウンダリの内側にあるものについて、そんなことそうやっていいわけではないということです。

他方でその外側にやはりこの検討会に期待されているものとして、民主主義を脅かすような、あるいはその人の操作に繋がるような情報の送信というものも考えられるかなと思っておりまして、そういうものは刺さりそうな人に刺すための情報であって、ケンブリッジ・アナリティカでいけば、怒りに流される、陰謀論に弱いなど、そういうプロファイリングを前提にしてその人たちにそのメッセージを送りつけるわけですが、そのメッセージは有害情報の定義の中にも入ってこないようなものであったりするわけです。

それは外国人に対する反感を抱かせるようなものであったり、その少数者の方に対する反感を抱かせるような情報であったりということで、およそ生命・身体に悪影響を及ぼすようなものでもないということになります。

ですので、それは送信の仕方、態様の問題なのではないかと考えております。同時に1人1人の受信者についてのデータベースを持っていて、プラットフォームが持っている、その1人1人について、脆弱性プロファイリングして情報を出し分けるということになっていきますので、言ってみればこの情報レイヤー、サービス設計レイヤーのその交錯点といいますか、情報レイヤー的にははっきりモデレーションの対象になるようなものではないのですが、DMPを使って、操作できるような情報を1人1人の人たちに発信してしまうことについての対応というのを、具体的にどうするかはともかくとして、それが検討会の課題であることは間違いないと考えますので、そういうものを情報レイヤーで扱うのか、サービス設計レイヤーで扱うのかというのは考えていった方がいいですし、こうではないかというようなことは後ほど申し上げますが、いずれにしましてもこの分類自体はうまくできているとは考えますが、その間に入ってくるようなものがあるということについてお話をさせていただきました。以上です。

#### 【山本主査】

ありがとうございました。この辺りはⅢのところにも関わるかと思いましたが、また何かあればぜひご発言いただければと思います。

それでは続いて上沼構成員お願いいたします。

#### 【上沼構成員】

私はどちらかというと権利侵害情報のところについてなのですが、山本主査がおっしゃったように、ニーズについての検討はあった方がいいと思ったということと、逆になぜ今まで第三者からの申出というのがされてこなかったかという、その背景についても検討が必要かと思えます。

私が言うと職域保護のように聞こえてしまうかもしれませんが、弁護士法の問題などで、やはり様々な理由があってそうなっていたりしますので、そのような今までの背景を考慮し

でも必要だというのであれば、そのニーズのところを丁寧に検討しないといけないとは思っています。

特に一番気になっているのは、今でも、被侵害者以外の第三者からでも情報提供はでき、情報提供についてプラットフォーム事業者側が対応することは今でもされているので、さらに進んで、いわゆる削除権というのでしょうか、削除要請を権利として与えるかどうかという話がここでは問題になってくるのだと考えます。

そうすると第三者の権利を行使するという話になってしまうので、少々その辺の検討は丁寧にした方がいいと思います。また、プラットフォーム事業者によっては削除がされると IP アドレス等のログが消えてしまうので、損害賠償請求のために、発信者情報開示をしようとしてもそれができないという可能性があるということもあるので、第三者が請求してそれが削除されることで、被害者自身が損害賠償請求をしようと思っただけでできないという可能性についても検討が必要だと思います。そのあたり丁寧な議論が要るかなと思いました。

以上です。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。

議論自体、抑制するという事ではないと思うんですけども、やはり私も、今上沼構成員がおっしゃったように、ある種の立法事実というか、ニーズのところを具体的に議論した方が良いかないという印象です。

生貝構成員、お願いいたします。

#### 【生貝構成員】

ありがとうございました。

まず1点目の今回の議論のスキームの整理の仕方につきましては、その他違法情報というものもしっかり入れているということも含めて、そしてサービス設計レイヤーと情報レイヤーを分けるということも含めて、非常に重要な整理かと思いました。同時に森構成員がおっしゃっていただいたように送信方法ですとか、広い意味での文脈に応じてこの有害という言葉の定義というのがおそらくこの議論の中でも様々な意味合いを持ってくるのだろうと言ったようなことの整理を、場合によってはさらにしていく必要も出てくると感じたところが1点です。

それから2点目の権利侵害情報、第三者からの申立てというところについては私も山本主査からございましたとおり、立法事実も含めて様々な議論が必要だと考えるところであります。この第三者というのもおそらくいくつかのオプションがある。完全な第三者を認めるのか、あるいは現在のプロバイダ責任制限法制の信頼性確認団体のような制度を活用していくというようなことを含めて、被害者をいかにエンパワーしていくかという視点はやはり重要かと考えますので、様々なソフト・ハードの制度の選択肢ということも考えながら議論していることが良いのかと感じたところです。以上でございます。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。

貴重なご意見をいただいておりますが、このIのところでは他にいかがでしょうか。

様々なご意見をいただいたところですが、事務局の方で、何か今のところでご回答と申しますか、コメントがあればいかがでしょうか。

#### 【入江室長】

ありがとうございます。

基本的には情報レイヤーとサービス設計レイヤーについては、私からの説明でもありましたとおり、明確に分類ができない、切り分けられない部分も出てくると思っております。

ただし、山本主査から先ほど言及いただきました森先生の議論も含めまして、有害情報のところでも議論できますし、あとはIVのサービス設計のところでもレコメンダシステムなどの議論もありますので、そこでも議論があるかなと思ってるところです。

立法事実のところですが、なかなか難しい議論ではあるのですが、今後の議論の中でご紹介できる範囲で議論を深めていければと考えております。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。最後のところはぜひニーズと申しますか、そのような声を整理していただけるとありがたいと思いました。

森構成員に私の方からご質問させていただきたいのですが、先ほどの論点、脆弱性プロファイリングに基づくターゲティングというか、レコメンデーションは、非常に重要な問題・課題と思うのですが、議論をする際にプラットフォームの問題と考えて良いのか、それともケンブリッジ・アナリティカという選挙コンサルタント会社の問題というようにも理解できるわけですが、どちらなのか。

例えば、サービス設計上の工夫というところで議論したときにサービス設計上はおそらくプラットフォーム事業者が主に念頭に置かれていると思うのですが、そのあたり規律対象というところでしょうか。

#### 【森構成員】

そうですね、私がすっきり整理できているかはわからないのですが、二つは確実にあると思っております。

一つはこちらではっきり取り上げていただいているレコメンダシステムです。ケンブリッジ・アナリティカの場合もメッセージはもちろん送るのですが、まずは自動的にレコメンダシステムに従って、例えば一定の排外的なコメントをした人にはディスプレイが一変し、その人に対してそういったコンテンツが自動的にレコメンダされてしまうといったレコメンダの話。

もう一つは、政治的なメッセージを一人一人に送りつけることができるということで、その政治的なメッセージの送りつけ方として、ケンブリッジ・アナリティカが非常にデータサイエンスの粋を集めて行っており、同じことをある種選挙対策にて彼らがカッピングエッジな技術で行っているのです。

それに近いことは広告事業者としてのプラットフォーム自体が持っている行動ターゲティング広告の機能によって実現できるわけです。例えば Facebook の広告ライブラリに、このようなメディアの広告がこういった人たちに配信されましたという情報も証拠としては残っ

ていますので、誰を対象にすべきかというところは、典型的にはプラットフォームを対象にして行うこととなります。

それは一つにおいてはレコメンダシステムであり、一つにおいては広告事業者、広告主と契約のある広告代理店としてのプラットフォームではないかと思っております。

**【山本主査】**

わかりました。ありがとうございます。事務局は何かございますか。

**【入江室長】**

森構成員のコメントに対してですが、今回の事務局の考えとしては、広告の話はこの制度 WG から切り離して広告 WG で議論をしていただくべきと思っております。今回の議論をサービス設計レイヤーや有害情報の対応で議論していただくときには、基本的に広告関係でない、例えば事業者が一般的に利用者に対してレコメンダシステムを使うとしていることに対してどう考えるかという議論をできればしていただきたいと考えております。

広告の問題は広告の問題として別途、広告 WG が引き続き行っていきますので、これについてはそこで議論いただく内容のため、制度 WG での広告の話は議論の対象から外れると思っております。

森構成員のコメントは広告 WG にも伝えますので、そこは切り分けた方が良いと考えております。

**【森構成員】**

ありがとうございます。

分かりました、それはおそらくそのような趣旨であろうと思っておりましたが、他方で先ほど申し上げたような典型的な有害情報の外側にあるものであっても、一定の場合には規律しなくてはならないということと、あとはメッセージの送信において、問題のあるメッセージの送信の仕方があるのではないかと思います、場合によっては制度 WG で議論することもあると考えました。しかし広告 WG で議論していただけるのであればそれでも良いと考えます。

ちなみにその同じ問題はターゲティングではない、Ⅲで違法情報を繰り返し送信するとアカウントを止めるというものもありましたが、これも一般ユーザーとして違法情報を繰り返し送信するパターンと、広告主として違法広告を繰り返し送信するパターンがあると考えます。その場合、一方で違法情報の複数回送信の問題、一方で広告の問題となり、そういったクロスオーバーがあろうかと考えますので、何となくレコメンダを持っている制度 WG で引き取った方がいいと私は考えております。

**【山本主査】**

ありがとうございます。重要な課題がお見合いして、抜け落ちないようにしなければいけないと思います。広告 WG とも少し調整しながらどちらでどのような議論をしていくのかを整理いただければと考えます。私も曾我部主査とお話する機会を得られればと考えます。

I のところについて、他はいかがでしょうか。それでは時間の関係もありますのでⅡに進ませていただきます。もしも I について何かあれば、また後ほどお受けします。ではⅡのいわゆる法令違反情報についてコメントをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

Ⅱ－１について、特に迅速化規律についてご質問させていただきます。ここは、主に行政からの要請に関する論点と考えます。このあたりは、先ほどのⅠの第三者からの申出の話と似ているのですが、ここもやはり立法事実が必要になると考えています。行政が申し出る場所に関しては、記載されているとおり表現の自由との関係が問題となるので、仮に迅速規律を権利侵害情報と同じように設ける場合には、ニーズや立法事実が求められると考えます。

現状も IHC 様から要請があり、それについてはそれなりの対応がなされているとのヒアリング結果があり、とりわけ立法でこういった形を作っていく必要性が問われると考えます。

その点については今のところで事務局が把握している必要性、ニーズが具体的にあればぜひ教えていただきたいと思います。これに関して少々時間を要するかと思いますので、先に森構成員のご質問からお願いいたします。

#### 【森構成員】

ありがとうございます。私はごく簡単に一点だけ申し上げたいと思います。

迅速化規律を制度 WG で議論するべきかという話です。私は制度 WG で議論をした方が良く考えています。それはニーズベースで考えるべきという山本主査の話もごもっともですが、やはり公法上違法な情報についての削除のアプローチはあまりできていないと考えています。

私はそこまでインターネットを見ている方ではないですが、それでも YouTube などを見ると、これは景表法違反であろうというものをしばしば目にするわけです。

プラットフォームに付いて回る敷居の高さが法令所管官庁から見た場合にはあり、対応がうまく進んでいないという面はあると思っています。それは法令所管官庁の怠慢であるということも伝えていくべきとは考えますが、他方でプラットフォーム特有の難しさであり一般の法令所管官庁から見た場合のやりにくさもあるかと考えます。

そのようなプラットフォームについてよく理解している総務省やこの制度 WG が議論をし、違法情報がこのようにプラットフォーム上に出ているうえに、しっかりと窓口もありますので、しかるべく対応してくださいと伝えられると考えていて、それは例えばマスメディアから伝えていくことも可能になるのではないのでしょうか。

私は迅速化規律が権利侵害情報のそれとイコールなものであるべきとはいいいませんが、例えば窓口は作るべきなどは最低限あるべきではないかと考えております。

以上です。

#### 【山本主査】

どうもありがとうございます。それでは上沼構成員お願いいたします。

#### 【上沼構成員】

ありがとうございます。私もこのⅡ－１で２点あります。

一つは対応について何らか義務付けるかという点です。過去の意見照会か何かで、違法情報が判断できないと発言されていた事業者が多数いたと思います。だとすれば、個人的には、違法であると判断できる能力を持っているところからの申出がある際には優先して対応することをして良いのではないかと思います。判断できないにもかかわらず、判断できるところからの申出がある場合にも対応しないのは考えられないことだと考えます。

もう一つ免責の部分ですが、送信防止措置に対する免責の必要性は個人的には割と低いと考えております。それは利用規約で対応できる部分だと考えるからです。最近あまり耳にしません、むしろここについては違法情報を結果として媒介してしまったことに対する免責を希望する話を昔少々聞いていました。権利侵害情報であれば媒介について責任を負う場合は比較的限定されておりますが、違法情報についてはそのような限定がないということに対する懸念を事業者から伺ったことがあります。

媒介を積極的に認めるわけではないですが、きちんとした対応を行うのであれば少々気付かずに掲載しても直ちに責任を追及されないという形での免責を設けるのであれば、きちんとした対応に対してインセンティブを与えるような制度設計はもしかしたらあるのかもしれないと思いました。つまり、免責については権利侵害情報と同じように両側について考えても良いのではないかと思います。

以上です。

#### 【山本主査】

貴重なご指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。  
それでは生員構成員お願いいたします。

#### 【生員構成員】

ありがとうございます。

まず行政機関等からの要請への体制整備について、私も比較的ポジティブ寄りの考えでいるところです。これ自体が重要なことですし、既に様々なプラットフォーム事業者が実施されていることを公式化していくという面においてもです。

それに加えて一つ、先ほどの判断の難しさがあるように、広い意味での社会的責任をプラットフォームだけではなく、それを所管する行政機関と協力しながらどちらにもしっかり対応していく役割と責任があるという観点も重要だと考えます。それから一般的に、ある種の表現の自由といった観点からも、このような表現に関する官民関係というものを制度化していくことの意義は評価されるのではないかと考えます。

それから2点目、Ⅱ－Ⅰの矢羽根2つ目にあります、この文脈での免責については、ノーティスアンドテイクダウンに近づけていくことと理解していますが、そうしますと免責部分に際して削除されたものをどのように復活させるのかといった発信者側への手続的保障も含めた検討が、ここを深めていく上で重要と考えました。

それから、その他適格性のある第三者の議論で、広くトラステッド・フラグガーなども含めて挙げていただいたところですが、これについてはこれまでも言及してきたとおり、やはりこういった情報流通の問題への対処をプラットフォームと官という2者だけに閉じるのではなく、様々なその他のステークホルダーのエンパワーメントを図っていくことでもって、多様な主体が力を持ってこのコンテンツモデレーションの適正化に関与していく、そういった観点の制度としても重要と考えます。その独立性ですとか資金の問題の具体化も含めて検討していく価値があるんじゃないかと考えております。

以上です。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。

それでは森構成員、改めてということなのでぜひお願いいたします。

**【森構成員】**

すみません。ありがとうございます。

上沼構成員の話にありました免責の話ですが、私もトラステッド・フラグラーや行政機関、法令所管官庁に言われて削除した場合の免責はあって良いと考えますが、媒介したことについての免責が何故必要なのかわかりませんでした。基本的には要らないと思っています。

民事の免責といってももしかしたらプロ責法のことかもしれませんが、一般の民事法理に比較して損害賠償責任を非常に限定しているというわけではなく、プロバイダ責任制限法というよりもプロバイダ責任確認法程度の位置付けではないかと考えますので、媒介側での免責が必要かという点について私は必要ではないと考えます。

以上です。

**【山本主査】**

ありがとうございます。

上沼構成員から、もしまた何かあればと思いますが、先にまず山本健人構成員からコメントいただきたいと思います。

**【山本健人構成員】**

山本です。今まで先生方がおっしゃったことに付け加える事はあまりないのですが、1点だけコメントです。

12ページのところで、諸外国では権利侵害情報、その他違法情報を明確に分けずに、行政機関からなども含めて第三者からの削除要請を認めるという制度設計になっていると理解したのですが、そうしますと、権利侵害情報に対しても、第三者からの申請を認めるかという点で海外の制度設計がどうなっているかは参考になるのではないかと思います。もし余裕があればですが、諸外国の制度設計の意図などを改めて調査しても良いのではないのでしょうか。

以上です。

**【山本主査】**

ありがとうございます。それでは増田構成員お願いいたします。

**【増田構成員】**

ありがとうございました。

私からも行政機関やその他認定された公益性の高い団体からの削除要請の体制整備は、既に一部実施されていると考えますが、こういう形で明確化することによって実施していないプラットフォームに対する影響もあるかと考えますので、それは必要なことではないかと考えております。

加えて、例えばその他公益性・専門性の高い団体以外から様々な情報が入ると考えますが、それは当事者であるプラットフォームになかなか伝わりにくいわけです。ただし、行政機関

に対しては伝わっていく可能性があるわけで、多くの国民がおかしいと思っていることの情報収集は、おそらく国や行政機関などが中心となるのではないかと考えます。

小さい声でも同じような声が多く集まればそれは真実性が高くなると考えますので、そういうことも観点に入れていただく必要はあると考えます。以上です。

**【山本主査】**

ありがとうございます。それでは高口構成員お願いいたします。

**【高口構成員】**

ありがとうございます。

私は他の先生方のご意見を伺い、上沼構成員の話について私も全くそのとおりに思っております。先日、非公開で親会と合同の事業者ヒアリングがあり、その公開されているヒアリング回答シートを拝見しても、明らかに違法ではないかといったことがプラットフォーム事業者によっては判断できません、または判断をすることに時間を要しますといった内容がヒアリング回答シートにありました。

そうしますと上沼構成員のご指摘のとおり、その判断をする事業者側でなかなか判断が難しいとするのであれば、せめて行政機関等からの通報や対応要請については、迅速に対応いただかないと困りますと、私も全くそう考えます。

その点は賛成ですが、ただしその方向性を突き詰めていきますと、プラットフォーム事業者側でなかなか判断が難しいのであればしっかりと体制整備をして、行政機関等からの通報に対し、迅速に対応を行っていただければ良いとしますと、今度はその通報する側が違法情報について正確な判断をして通報する必要があると考えます。

事業者ができないのだから通報側が確認しますとする以上は、今度は通報側がある程度重要なポジションになってきます。

そうなった場合、仮に行政機関は良いとして、公益性の高いその他団体がしっかりしていないと迅速対応をした際に、万が一誤った通報をしてしまうとそれは別の問題になってきてしまいます。

そういう意味では迅速な対応自体は、私もあって良いことと考えますが、若干次のⅡ－２の論点とも被っていますが、公益性の高いその他団体をどのようなところとして想定するのかをしっかりと位置付けることと通報側の主体の検討をセットする必要があると思いました。

以上です。

**【山本主査】**

ありがとうございます。今Ⅱ－１についてご議論いただきました。本日ご発言いただいた全ての有識者の先生方から、Ⅱ－１の法令違反情報に関する迅速化規律の議論については前向きな、ポジティブなご意見をいただいたと理解しています。

私も付け加えますと、先ほどから出ているようにプラットフォーム側の判断コストを下げるという意味でもこういった適格な機関からの申出はそれなりに意味があることだと思いました。

もう一つは、行政からの申出というのは、既にいくつか法律により根拠付けられていると考えています。ただし森構成員からもありましたとおり、それでは十分に対応できていない

部分が先ほどの景表法違反のところでご指摘いただきましたけどもあり得るということと、それからもう一つは、既に行われているものについて必ずしも透明性規律が求められてるわけではないと考えます。

検閲等のリスクを踏まえると、むしろ制度化して透明化規律を入れた方が官民の関係性ははっきりしてくるところがあると考えますので、逆に制度化する方が表現の自由との関係でガバナンスがしやすいという側面もあるのではないかと思います。

それから高口構成員が最後に触れたところについて、私も同様の考えでありまして、違法と言えるものを全てこの迅速化規律の対象にして良いのか、あるいはどんな行政機関でもそれを認めて良いのかという点が気になります。

やはり正確な判断ができる適格な行政機関からの申出ということが重要と考えますので、迅速化規律の対象となる違法情報については一定程度絞り込み、そして申出ができる行政機関についても限定して明確化していくという作業も必要だと感じた次第です。

長くなりましたが、事務局の方で今までのⅡ－１のところでご意見、コメントありますでしょうか。

#### 【入江室長】

事務局でございます。Ⅱ－１と少しⅡ－２に踏み込んだご発言をいただきましたが、順番にコメントをいただいたものに沿って簡単に回答させていただきます。

まず、山本主査から立法事実が大事ということについて、我々としましても立法事実が大事と考えております。またニーズがあるか、ニーズベースかという点について議論がありましたが、具体的に行政機関からこういった仕組みを導入してほしいという声は少なく、現時点ではありません。ただし、森構成員の議論でもありましたが、こういった仕組みを考慮しておくことで今後の適切な対応を事業者に求めることができる枠組みを示すことは意味があるのではないかと感じております。例えば情プラ法の迅速化規律と全く同じものであるかは、窓口を作るだけとかそういった考え方はありますが、今後具体的にどういった仕組みにするべきか議論を深めていただければと考えます。

上沼構成員と高口構成員からも同じご発言がありましたが、違法と判断できないとプラットフォームが申し出ており、その判断コストを下げるといった議論がありましたが、それは然るべき者からの申出であるべきで、その然るべき者は主体としてどんな第三者が妥当なのかという、これは権利侵害情報の先ほどの議論とも関わってくるのですが、どんな人が第三者として適格なのか広範に認めるのは難しいため絞り込むなど、そのような議論を具体的にどんな違法情報に絞り込んで、誰がその透明性を図りながらやっていくのか。現状行っている団体もおりますが、透明化規律を急に課することは実務上影響が大きいと思われるので、三つのレイヤーのように「何もなし」「現在行っている団体の要請」「新たな枠組み」といった三段階に分けることも今後の議論としてあり得るのではないのでしょうか。

免責については、いくつか議論がありまして、上沼構成員は違法情報の媒介の免責が必要ではないかとおっしゃられていて、森構成員は必要ないとのことでしたが、事務局としては媒介すること自体に責任を問われることが基本的にあまりイメージしにくいと思っております。また後ほどでも結構ですが、違法情報の媒介で責任が問われる事例が今のところあるのか、クラリファイしていただけますと議論が深まると考えます。

生貝構成員と増田構成員からの、どのような方が主体として絡んでくるかについて、社会的責任はプラットフォームにはありますが、行政機関や様々な団体と事業者が協力関係を築いて、このような枠組みを作るべきではないかという議論と理解しております。さらに主体についての議論の中に具体的にどんな人たちがふさわしいか、一般市民の声をどのように取り込んでいくのかをいう議論も、枠組みの後に議論すべき話かもしれませんが、深めていきたいと思っています。

山本健人構成員からの第三者からの削除要請の対応、OSA や DSA の趣旨については、追って事務局で調べまして、次回以降の会合でお示ししたいと思います。以上、簡単ですがⅡ-1に関する構成員の方々のコメントを踏まえた事務局のコメントとなります。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。それではⅡ-2、いわゆるトラステッド・フラグラーに関する論点に入ります。既にご指摘コメントいただいているところもありますが よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。この辺りは既に制度 WG でも議論をしたところでそれを整理していただいているところかと思いますが、何かさらに追加であればお願いいたします。

上沼構成員、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【上沼構成員】

トラステッド・フラグラーに関しては、先ほど高口構成員がおっしゃったとおりで、基本的に信頼性のあるところが申し出てくれるのであれば判断コストは下げられるので良いのではないかと考えております。

あと、先ほどの免責のところについて少々追加で申し上げようかと思っております。まず一つ目に考えたのは権利侵害情報の両側ということですので、違法情報も両側でも良いのではないかという単純な平仄の話でした。

最近あまり言われていないので確かにニーズはないのかもしれませんが、一時期、例えば児童ポルノで媒介者が共同正犯になったり、出会い系サイトだったかと記憶していますが、幫助犯扱いになったりそのようなことがありました。つまり、媒介を意図していないときについても責任を問われないうための仕組み作りがあれば、そこで責任を問われることがないといったインセンティブがあっても良いのではないのでしょうかという趣旨で申し上げました。

森構成員が民事の話がされていたので、確かに民事の話だとあまりないと思っていたのですが、一時期その点を気にされていたので少々申しました。

以上です。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。

このあたりはまた別の機会だと申しますか、この後もこの論点深掘りしていくとの事ですので、またご議論いただければと思います。このⅡ-2ですが、いかがでしょうか。

それでは時間も限られていますので、Ⅱ-2についてはまたご意見があればぜひ伺えればと思います。それではその他の論点がありますのでⅡ-3は、いかがでしょうか。

生貝構成員お願いいたします。

### 【生貝構成員】

ありがとうございます。

この点については、ある種のラストリゾート的な部分も含め、制度設計上、留意すべき点は非常に様々あるかと考えますが、非常に深刻な事態に実効的な措置として果たしてどのような措置をとることが果たしてできるのか、そうした場合は OSA の例のように裁判所が関係してしっかりと間に入るような保障も重要になってくるところです。これも様々制度の選択肢というのはあると考えますので、その他の論点とあわせて具体的な検討をしていく価値はあると感じているところでございます。

以上です。

### 【山本主査】

ありがとうございます。他の方はいかがでしょう。

そうしましたら、すみませんが時間の関係で、Ⅱ－3 についてまた何かあれば後でお伺いするとして、次のⅢに入りたいと思います。有害情報のところですけどもいかがでしょうか。

Ⅲについて私の方で事務局にお伺いしたいことが 1 点ございます。有害情報について、私の感覚ですと基本的には表現の自由との関係で、サービス設計上の工夫ですとか、いわゆるリスク評価の問題に入ってくるころと考えています。つまり情報レイヤーの問題としては基本的には考えない方がいいという認識です。

他方で問題性の高いものについては、何らか対処をしなければいけないという可能性がありますので、いわゆる有害情報の違法化の議論が出てきているのだと考えます。

この違法化の中にも私が見るところだと二つあると考えております。一つは、既存の法令上、違法でありうるものの解釈を明確にする、つまり新たな違法化ではなくて、既存の法令の違法なものの解釈を明確化するということです。

特に問題がある有害情報というのは、場合によっては既に法令上違法と解される可能性があるように思うので、その解釈の明確化というカテゴリーと、解釈の明確化ではなくて新たに法令を作って違法化するという二つのものがあると思いました。違法化と言ったときに両方を意味しているのか。闇バイトのところでも触れていただきましたがその辺り少し伺ってもよろしいでしょうか。

### 【入江室長】

事務局でございます。

山本主査から事前にいただいていたご指摘だと思いますが、これはなかなか記載する事が難しく、有害情報への対応の項目でありまして、ここで記載しているのはこれまで有害だったものを違法化した場合の話です。

闇バイトのときは職業安定法の解釈を厚生労働省が明確化したという話ですが、それは元々違法であったのでどちらかというとⅡの論点かと思っております。Ⅱの論点で申しますとこの次のページに多様なイメージがあるのですが、元々有害だったものが違法だと改めてガイドラインに明確化してプラットフォームに要請していくといった同じような流れとなります。最終的には取りまとめながらしっかり書き分けようと思っておりますが、職業安定

法のような違法の明確化というよりは、新しくその有害情報を違法化し、また、報道ベースですがオンラインカジノでこれまでは違法ではなかったものを違法化するという動きがありますが、そういったものを想定しているイメージです。

**【山本主査】**

ありがとうございます。憲法学的にはおそらく両者はかなり違い、新たに違法化するというのは、いわゆる表現の内容規制にも関わるような話になってきますので、相当な立法事実が必要になってくると考えます。

それでは、森構成員お願いいたします。

**【森構成員】**

ありがとうございます。

今の山本主査と事務局のやり取りに重複するところで、違法化問題についてですが、ここで重要なこととして確認をさせていただきたいのは、問題が発生したとき、例えば社会問題になったときに有害情報のまま、打開策はないのかという話にすぐになってしまうということです。これは基本無理な話でして、有害情報は違法ではない情報ですので、表現の自由の内側にあります。申し訳ないのですが、そういう進め方をしようということ自体がそもそも間違っているということです。

同じことは闇バイトの募集についてもいえることで、これは職安法に違反しているのだから違法ですとおっしゃいますが、職安法違反は大した犯罪ではないので、今回の問題の実態を捉えていないと考えます。何か別の違法なところで引っかけるではなくて、当該情報の本当の違法性に着目して、違法なものとして国民的な議論を経て、違法であると初めて正式に違法情報としての対応が発動することが私は良いと考えます。

有害情報のままだとそれは表現の自由の内側にあることだと、取りまとめ等にお書きいただき、違法化の必要性というものを正面から強調していただくのがいいのではないかと考えております。他方で違法にならないままでも対応する場合もあるかもしれませんが、それはあくまでもその生命身体に悪影響がある場合に限られるという線引きがいいのではないかと考えております。

以上です。

**【山本主査】**

ありがとうございます。それでは上沼構成員お願いいたします。

**【上沼構成員】**

全く同じような話をしようかと思っていたのですが、有害情報について何らかの対応義務や削除義務を義務付けるのであれば、それは有害ではなくて違法であるべきだと思うんですね。

ですので、有害情報に関しては事業者がどう考えるかということを明らかにしてくださいとかリスク評価してくださいとか、その程度しかできないだろうと思うのですが、社会的に流通を認めるべきではないというコンセンサスがあるような情報を、有害のまま事業者に自

主的に対応させようとするのは、いろんな意味で不自然で、かえって表現の自由に対する感覚を鈍麻させますし、事業者に対しても負担ばかりかけることになります。

その結果、本当に必要な対応がおろそかになってもいけませんので、必要なものに対してははっきり違法であるとしっかり立法していただいて、国民のコンセンサスであるということを明確にした方がいいと考えます。

そのような意味で、21ページの3つ目の矢羽根の部分はおっしゃるとおりだと考えます。そのときに違法情報ガイドラインにどこまで書き込むかという話ですが、やはり重要なものから記載していただきたいと思っています。違法情報は本当に形式的な違法などもありまして、刑罰がついていないようなものもあります。それを全部メンテしていくのは相当難しいことだと思うので、そういう意味で重要なものについて基本的には記載するとしていただきたいです。全部網羅的には難しいにもかかわらずあたかも網羅的に記載しています、ということになると、記載されていないから行いませんでした、という話が出てきかねません。そのあたりはメリハリつけていただければと考えます。

以上です。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。それでは山本健人構成員お願いいたします。

#### 【山本健人構成員】

私も今までのご意見とさほど変わらないのですが、少し付け加えるとすると、少なくともⅢ-1までの情報レイヤーに関する部分でコンテンツモデレーションが出てくるときは、基本的には削除が念頭に置かれているようでしたので、そのように理解しておいた方がいいと考えています。少なくとも有害情報については、削除対応を義務付けるのは厳しいので必要があれば違法化するとの考え方の整理で、私も違和感はありません。

一方でこれは先の話になると思いますが、Ⅲ-2の様態に着目した場合についてもこのレイヤーだと要請する対応が削除だけでいいのかは、少し論点になりうるかと思いますが、これはまた後で関連するところで発言したいと思います。

以上です。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。それでは続いて生貝構成員お願いいたします。

#### 【生貝構成員】

ありがとうございます。

私もここまでの議論について基本的には同様に感じているところが多く、山本健人構成員からありました24ページの発信行為の態様に着目したところで、これについてはその他の違法性を有する偽・誤情報の繰返し発信者、これは健全性検討会等でも議論をしています。

そして25ページで具体的な対応の今後の検討について書いていただいています。やはりこの権利侵害情報と違法情報というところについても、この実態というものを明らかにしながらより具体的な制度的対応の必要があるのかどうかというのは引き続き検討していく必要があります。

それから広くこの有害情報というところに関して繰り返しそういった情報を発信するということに対して、これはもうおそらくシステムに近い部分というのが出てくると思うのですが、制度的な対応はどのようにあるべきかというところを含めて、これは次回も含めて継続的に検討していけると良いかと思っております。

以上です。

#### 【山本主査】

ありがとうございます。

今、Ⅲ-2のところにも既にご言及いただきましたが、Ⅲ-2も含めて残りの部分についても何かコメントがございましたらお願いいたします。

森構成員お願いいたします。

#### 【森構成員】

ありがとうございます。

Ⅲ-2となりましたので、24ページで以前申し上げたことを紹介していただいておりますが、これは繰り返して申し上げておこうと思っております。冒頭にも申し上げましたが、有害情報の外側に、一般的にはさほど有害でもなく、生命・身体に別に影響はないことであってもプロファイリングに基づいて発出される情報が人を操作し、一定の方向性に向かわせてしまうということは非常に大きな社会的課題だと考えます。

これは発信行為に着目した対応として、この制度 WG で議論していただくのがいいのではないかと考えております。

もう一つ、先ほどの媒介責任の話ですが、上沼構成員のお話を伺ってご趣旨は分かったのですが、そもそも公法違反で媒介責任が生じることはあります。特に上沼構成員がおっしゃったような、わいせつ・児童ポルノ系についてその責任を認める範囲が少々広いのではないのかと言及されていた裁判例がいくつかあります。

これはネット系の弁護士はよく知ってる話ですが、「アルファネット事件」や「ロリータなんでも掲示板事件」などがありまして、掲示板開設後、ご自身では投稿しておらず、ほぼ掲示板として放置していたにもかかわらず、そこに投稿されてしまった児童ポルノの画像について責任を認められてしまう「カンボジア児童買春情報掲示板事件」もありまして、そういうことはもちろん一定の法的課題と考えますが、そこで問題になっていたのは具体的に自分の掲示板にあがってきた情報について、掲示板管理者が認識していたかという話で、それに関しては認識していたものに限りましようということで、私はいいと考えます。情報があること自体知りませんでしたですがそれでも責任があるということは、気の毒に思います。

ですが、やはり媒介責任の免責というのをどうしても超えたもののイメージがあるので、それに関しては民事と一緒に、情報がアップロードされていることを知ってるものに限定し、それ以上の免責がないということであれば賛成しますが、あくまでもその範囲の議論だということだと考えます。今回の情プラ法の 26 条ガイドラインでも、やはりはっきりと権利侵害情報ではない情報についても、その他送信防止措置を講ずる法令上の義務がある場合ということで、わいせつ関係や児童ポルノ関係などいろいろと書いていて努力義務を除くとして、その一定の場合には、法令上の削除の義務があり、削除しなければ、プラットフォーム

ームが当該公法上の責任を負うものになりうるので、認識したものに限るというに確認していただくのはいいと考えますが、免責とは少し違うと考えます。

以上です。

**【山本主査】**

ありがとうございました。それでは山本健人構成員お願いいたします。

**【山本健人構成員】**

Ⅲ－２の有害情報について、基本的な考え方は先ほどの意見に特に反対はないのですが、おそらくここで問題なのは違法化をするためには当然、立法プロセスを経るので時間がかかることだと思います。

そして災害時などが典型例と思われませんが、スピーディーに対応しなくてはならない局面では違法化が間に合わないけれど大量の有害情報が蔓延しているような場面で、どういう対応を制度的に要求すべきかが論点になると思います。その場合、削除は強すぎると思われるので、そうするとおそらく次回以降の議論になるサービス設計レイヤーの議論と重なる箇所は多くなると思います。この点は関連する論点であることを意識して検討しても良いかと思えます。

以上です。

**【山本主査】**

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

Ⅲのところでも貴重なご意見いただいたのではないかと考えます。私が改めて整理する必要もないですが、やはり有害情報は違法ではないことが基本的な前提になると考えますので、表現の自由の範疇でなかなか権利侵害情報に課せられるような迅速化規律は困難ではないかとご意見いただいていると考えています。とはいえ、完全に放任して良いかということではないというところでは、先ほどから出ているサービス設計上の工夫、一定のものについて、議論をしていくという余地はあり得るというご意見だったように受けとめております。

今事務局からチャットでいただいておりますが、これまでのところで事務局の方から何かございましたら、少しくイック気味でお話いただけますでしょうか。

**【入江室長】**

次回以降ご議論いただくことかと考えておりますが、山本健人構成員のご意見を聞いておりますと、サービス設計レイヤーでまた議論いただくところもあるかと存じますが、先ほどモデレーションについて、削除を前提としていますという話がありましたが、モデレーションは冒頭申し上げましたが、様々なモデレーションがありまして、有害情報については、例えば表示順位の変更や削除以外の対応も考えられます。

そういった場合、どのような情報に対してどのような対応が必要かといった論点を別途追加して議論いただくとより良いと考えました。モデレーションにも様々なありますので、有害情報の削除は表現の自由の観点で難しいけどもそれ以外の対応は何か自主的な取り組みを促せばいいのですが、広い意味で制度的な対応や事業者の対応を促すという枠組み作りをご議

論いただいてもいいと少々考えましたので、また引き続き議論いただければと考えております。

**【山本主査】**

ありがとうございます。今のところは山本健人構成員に確認をした方がいいと考えておりますが、モデレーションという定義はまさに事務局からおっしゃっていただいたとおり、削除以外のものを含みます。しかし、報告書の書き方や今後の議論としては、削除というものと、表示順位の変更などは分けて議論した方がいいのではないかと。それが、山本健人構成員のご指摘だったように理解しております。

確かに情報レイヤーの話はほとんど削除に関する議論ということになっていたかと記憶していますので、そういう意味では少し用語の使い方を工夫していく。その他のモデレーション、つまり表示の工夫の問題は、むしろサービス設計上の工夫のところまで議論していくという切り分けが必要なのではないかという山本健人構成員のご指摘と考えましたがそのような理解でいいでしょうか。

**【山本健人構成員】**

はい、おっしゃるとおりです。特に付け加えることはありません。

**【山本主査】**

そこは少し事務局の方でも整理ご検討いただけますでしょうか。

その他、おおむね時間になりつつありますが、いかがでしょうか。森構成員、お願いいたします。

**【森構成員】**

今のお話について少し申し上げますと、全くごもっともです。私も削除のことしか頭にありませんでした、すみません。

そういう観点からしますと、表示順位の変更というのは何となく削除に近いという気がする一方で、非収益化に関しては削除とは一線を画するものとして考えた方がいいのではないかと考えます。

というのは、もちろん直接の表現の自由に対するインパクトが小さいということもありますが、やはり収益的動機で特定の情報を異常な規模で拡散してしまうということがあるので、そのところのある種のアテンション・エコノミ的な歪みを防止する意味で非収益化は行ってもいいと、モデレーションにカテゴライズしていいのではないかと考えます。

また次回以降ということで、ありがとうございました。

**【山本主査】**

ありがとうございます。そうですね、そのあたりはしっかり議論していければと考えます。

それで他に特にないようでしたら議論はここまでとさせていただきます。事務局から連絡事項はございますでしょうか。

**【事務局】**

ありがとうございます。事務局でございます。次回会合につきましては別途事務局よりご案内を差し上げます。以上でございます。

**【山本主査】**

ありがとうございます。それでは以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 デジタル空間における情報流通に係るワーキンググループ第8回会合を閉会いたします。

本日もありがとうございました。

**【以上】**